

お取り扱い商品のご案内

三井住友銀行では

投資信託

公共債

損害保険

生命保険

証券仲介
取引

信託
代理業

等のお取り扱いをしております。

これらの商品のお申し込みの際は、次の点にご留意くださいますようお願い致します。

共通

- 預金商品ではありません。
- 預金保険の対象ではありません。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、商品をご購入のお客さまが負うこととなります。

公共債 ・ 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、商品の販売を行います。発行・運用を行うのは当行ではありません。 ● 当行でご購入いただいた公共債・投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ● 投資信託をご購入の際は、約款、最新の「目論見書」を必ず、ご覧下さい。
生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、契約の締結の媒介を行います。引受けを行うのは当行ではありません。 ● ご契約いただいた生命保険はその引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、給付金額、年金額等が削減される場合があります。 ● 生命保険をお申込の際は、「契約のしおり・約款、重要事項の説明書」等を必ず、ご覧下さい。
損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、契約の締結の代理を行います。引受けを行うのは当行ではありません。 ● ご契約いただいた損害保険はその引受保険会社が破綻した場合、損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額等が削減される場合があります。 ● 損害保険をお申込の際は、「ご契約のしおり、重要事項説明書」等を必ず、ご覧下さい。
証券仲介 取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、委託証券会社より委託を受け、有価証券の売買の媒介、取次、募集・売出しの取扱いを行います。取引は委託証券会社と行っていただきますので、売買等の相手方は当行ではありません。 ● 証券仲介取引により、お取引いただいた有価証券は委託証券会社に保護預りいただきますので、投資者保護基金の対象になります。当行では、証券仲介取引において、保護預りをいたしません。 ● 証券仲介取引をお申込の際は最新の「目論見書」または「販売説明書」及び「約款、重要事項確認書」等を必ず、ご覧下さい。
信託 代理業	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、信託契約の締結の媒介を行います。契約の相手方は当行ではありません。 ● 信託銀行をご紹介した後は、お客さまと信託銀行との間でお手続きを進めていただくことになり、当行は契約内容等に関与することはありません。 ● 信託銀行の商品のご検討の際は、最新の商品説明書を必ず、ご覧下さい。

※ 各商品の詳細な内容につきましては、別途お渡しするパンフレット等をご参照いただきますよう、お願いいたします。